

平成31年 3 月八戸市議会定例会

提 出 議 案

3 月市議会定例会に付議すべき事件

議案第 1 号	平成31年度八戸市一般会計予算	別冊
議案第 2 号	平成31年度八戸市自動車運送事業会計予算	別冊
議案第 3 号	平成31年度八戸市立市民病院事業会計予算	別冊
議案第 4 号	平成31年度八戸市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 5 号	平成31年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計予算	別冊
議案第 6 号	平成31年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会計予算	別冊
議案第 7 号	平成31年度八戸市学校給食特別会計予算	別冊
議案第 8 号	平成31年度八戸市都市計画下水道事業特別会計予算	別冊
議案第 9 号	平成31年度八戸市公共用地取得事業特別会計予算	別冊
議案第10号	平成31年度八戸市都市計画駐車場特別会計予算	別冊
議案第11号	平成31年度八戸市中央卸売市場特別会計予算	別冊
議案第12号	平成31年度八戸市霊園特別会計予算	別冊
議案第13号	平成31年度八戸市農業集落排水事業特別会計予算	別冊
議案第14号	平成31年度八戸市介護保険特別会計予算	別冊
議案第15号	平成31年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計 予算	別冊
議案第16号	平成31年度八戸市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第17号	平成31年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特 別会計予算	別冊
議案第18号	平成31年度八戸市産業団地造成事業特別会計予算	別冊
議案第19号	平成30年度八戸市一般会計補正予算	別冊
議案第20号	平成30年度八戸市自動車運送事業会計補正予算	別冊

議案第21号	平成30年度八戸市立市民病院事業会計補正予算	別冊
議案第22号	平成30年度八戸市国民健康保険特別会計補正予算	別冊
議案第23号	平成30年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計補正 予算	別冊
議案第24号	平成30年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会 計補正予算	別冊
議案第25号	平成30年度八戸市学校給食特別会計補正予算	別冊
議案第26号	平成30年度八戸市都市計画下水道事業特別会計補正 予算	別冊
議案第27号	平成30年度八戸市都市計画駐車場特別会計補正予算	別冊
議案第28号	平成30年度八戸市中央卸売市場特別会計補正予算	別冊
議案第29号	平成30年度八戸市霊園特別会計補正予算	別冊
議案第30号	平成30年度八戸市農業集落排水事業特別会計補正予 算	別冊
議案第31号	平成30年度八戸市介護保険特別会計補正予算	別冊
議案第32号	平成30年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計 補正予算	別冊
議案第33号	平成30年度八戸市後期高齢者医療特別会計補正予算	別冊
議案第34号	平成30年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特 別会計補正予算	別冊
議案第35号	八戸市副市長に選任する者につき同意を求めること について	7
議案第36号	八戸市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者 につき同意を求めることについて	11
議案第37号	人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求 めることについて	13
議案第38号	八戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制 定について	17

議案第39号	土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例を廃止する条例の制定について	19
議案第40号	八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案第41号	類家南雨水ポンプ場放流ゲート逆流防止対策工事請負契約の締結について	23
議案第42号	沢里長根線道路改良工事請負の一部変更契約の締結について	25
議案第43号	市道路線の変更について	27
議案第44号	八戸市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案第45号	八戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案第46号	八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案第47号	八戸市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	43
議案第48号	八戸市民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について	45
議案第49号	八戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	47
議案第50号	八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について	49
議案第51号	八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	59
議案第52号	八戸市手話言語条例の制定について	61
議案第53号	八戸市南郷保健センター条例を廃止する条例の制定について	65

議案第54号	八戸市南郷母子健康センター条例を廃止する条例の 制定について	67
議案第55号	包括外部監査契約の締結について	69
議案第56号	三戸郡福祉事務組合の解散について	71
議案第57号	三戸郡福祉事務組合の解散に伴う三戸郡福祉事務組 合立やまばと寮の財産処分について	73
議案第58号	三戸郡福祉事務組合の解散に伴う財産処分及び事務 承継について	77
議案第59号	青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関 する計画の一部変更に係る協議について	81

議案第35号

八戸市副市長に選任する者につき同意を求めることについて
八戸市副市長に別紙の者を選任することについて同意を求める。

平成31年 2月26日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

副市長を選任するためのものである。

氏 名 田名部 政 一

議案第36号

八戸市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
八戸市固定資産評価審査委員会の委員に別紙の者を選任することについて同意を求める。

平成31年 2月26日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

1人の委員の任期満了に伴う後任の委員を選任するため同意を求めるものである。

氏 名 安 藤 祥 吾

議案第37号

人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
人権擁護委員の候補者に別紙の者を推薦することについて意見を求める。

平成31年 2月26日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

2人の委員の任期満了に伴う後任の委員の候補者を推薦することについて意見を求めるものである。

氏名 田端常雄
坂上晴信

議案第38号

八戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年 2月26日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

3月限りで失効する企業立地促進のための奨励金交付制度を2年間延長するためのものである。

八戸市企業立地促進条例の一部を改正する条例

八戸市企業立地促進条例（昭和59年八戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。
附則第2項中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第39号

土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例を廃止する条例の制定について

土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月26日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

旧南郷村における村営土地改良事業に係る特別徴収金を廃止するためのものである。

土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例を廃止する条例

土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例（平成17年八戸市条例第47号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号

八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年 2月26日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、介護医療院
の管理者が業務を委託する場合の基準に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年八戸市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第33条第3項中「別表第1の3並びに」を「別表第1の3、」に、「及び別表第1から別表第5まで」を「並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第75号）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条」に、「読み替える」を「、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替える」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第41号

類家南雨水ポンプ場放流ゲート逆流防止対策工事請負契約の締結について

類家南雨水ポンプ場放流ゲート逆流防止対策工事について、別紙のように請負契約を締結する。

平成31年 2月26日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

類家南雨水ポンプ場放流ゲート逆流防止対策工事の請負契約を締結するためのものである。

- 1 場 所 八戸市類家五丁目37番10号
- 2 契約額 147,247,200円
- 3 期 間 契約締結の翌日から平成32年1月20日まで
- 4 契約者 宮城県仙台市若林区清水小路6番地1
株式会社安川電機東北営業所
所長 西 谷 康 晴
- 5 その他 請負契約内容細部については、八戸市財務規則による。

議案第42号

沢里長根線道路改良工事請負の一部変更契約の締結について
沢里長根線道路改良工事の請負について、別紙のように一部変更契約を締結する。

平成31年 2月26日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

先に請負契約を締結した沢里長根線道路改良工事について、設計変更により契約額を変更するためのものである。

契約額「269,069,040円」を「327,099,600円」に変更する。

議案第43号

市道路線の変更について
別紙のとおり市道路線の変更をする。

平成31年2月26日 提出

八戸市長 小 林 眞

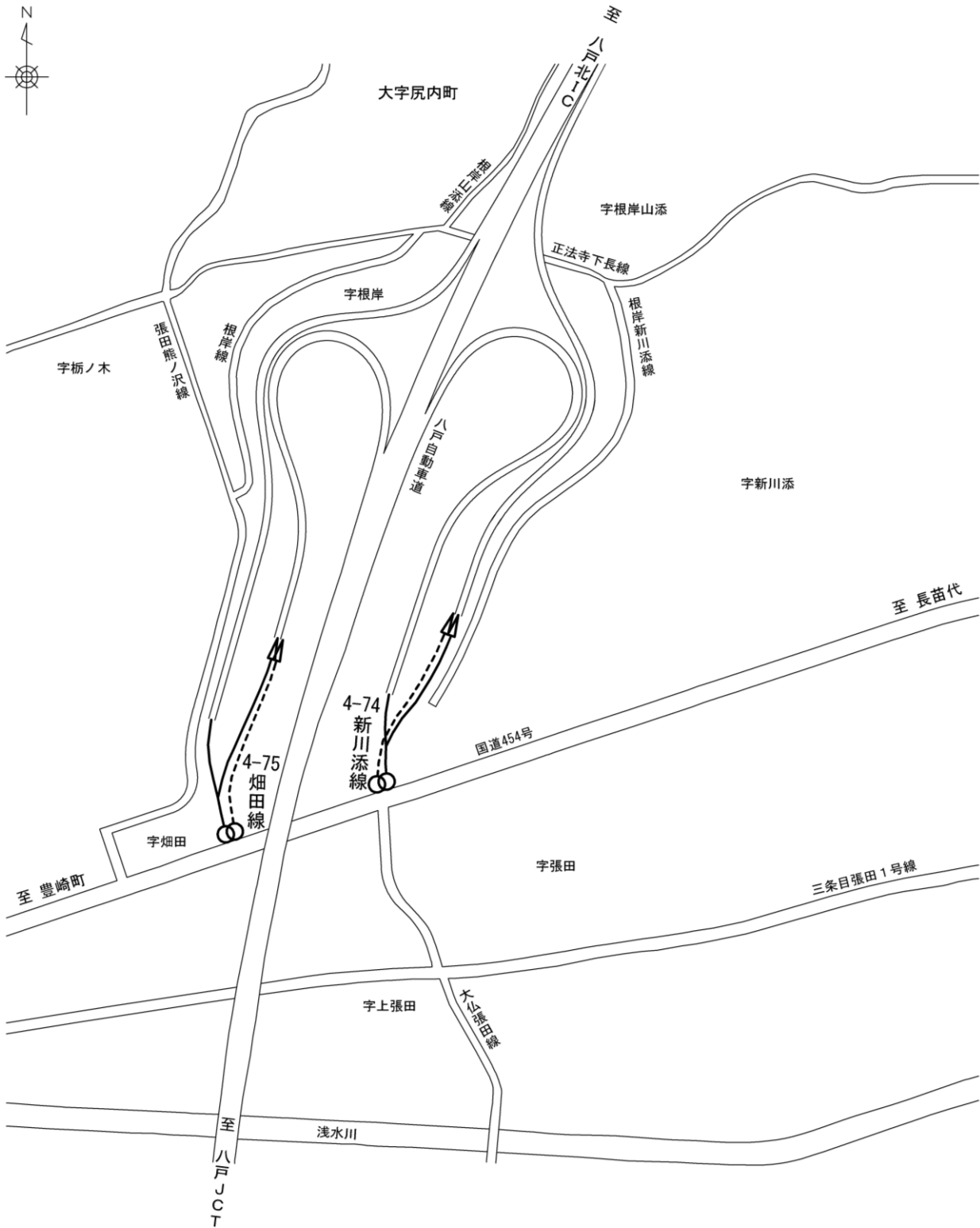
理 由

道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、八戸西スマートインターチェンジ整備事業の変更に伴う市道路線の変更をするためのものである。

路線の変更

路線名	旧新別	起 点	重要な経過地
		終 点	
新川添線	旧	八戸市大字尻内町字新川添 5 番 4 地先 国道454号分岐	
		八戸市大字尻内町字新川添 8 番 1 地先	
	新	八戸市大字尻内町字新川添 5 番 4 地先 国道454号分岐	
		八戸市大字尻内町字新川添 8 番 9 地先	
畑田線	旧	八戸市大字尻内町字畑田29番 5 地先 国道454号分岐	
		八戸市大字尻内町字畑田36番 1 地先	
	新	八戸市大字尻内町字畑田29番 1 地先 国道454号分岐	
		八戸市大字尻内町字畑田36番 5 地先	

議案第43号付図



変更路線

整理番号	路線名	区分	幅員 (m)	延長 (m)
4-74	新川添線	変更前	16.0~28.0	105.0
		変更後	8.0~49.0	100.0
4-75	畑田線	変更前	12.5~29.0	111.0
		変更後	8.5~42.0	114.0

凡 例	
変更前路線	○---▶
変更後路線	○—▶
道路	====

議案第44号

八戸市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市屋外広告物条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年 2月26日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

屋外広告物の設置者等に対し、許可に係る屋外広告物等の劣化及び損傷の状況についての点検義務を課すためのものである。

八戸市屋外広告物条例の一部を改正する条例

八戸市屋外広告物条例（平成19年八戸市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第20条の次に次の1条を加える。

（点検）

- 第20条の2 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者は、規則で定めるところにより、法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検させなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。
- 第22条第1項中「、第20条又は前条第1項」を「又は第20条から前条第1項まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の八戸市屋外広告物条例第20条の2及び第22条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に同条例第13条第3項の規定による許可の期間の更新の申請が行われる広告物及び掲出物件について適用する。

議案第45号

八戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年 2月26日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

教育行政職給料表を定めるためのものである。

八戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

八戸市職員の給与に関する条例（昭和26年八戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次の1号を加える。

(3) 教育行政職給料表（別表第3）

第5条第2項中「別表第3」を「別表第4」に改める。

別表第3アの表3級の項中「、技査又は指導主事」を「又は技査」に改め、同表4級の項中「又は主任指導主事」を削り、別表第3エの表の次に次の1表を加える。

オ 教育行政職給料表級別職務分類表

職務の級	基準となる職務
1 級	指導主事の職務
2 級	主任指導主事又は高度の知識若しくは経験を必要とする指導主事の職務
3 級	副参事の職務
4 級	部次長、課長又は参事の職務

別表第3を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

教育行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	157,900	173,900	291,300	406,700
	2	159,400	176,000	293,900	408,200
	3	160,900	178,100	296,800	409,700
	4	162,400	180,300	299,300	411,200
	5	164,100	182,300	301,800	412,600
	6	166,000	184,500	304,200	414,000
	7	167,800	186,700	306,500	415,500
	8	169,600	188,900	308,900	417,100
	9	171,400	191,200	311,300	418,500

10	173,500	194,000	313,900	419,900
11	175,500	196,700	316,600	421,300
12	177,500	199,400	319,500	422,600
13	179,500	202,300	321,900	423,900
14	181,700	204,000	323,900	425,300
15	183,900	205,600	325,900	426,700
16	186,100	207,300	328,200	428,100
17	188,400	209,100	330,200	429,300
18	191,000	210,700	332,400	430,600
19	193,500	212,400	334,700	431,800
20	196,000	214,000	336,800	433,100
21	198,500	215,800	339,000	434,200
22	200,200	217,700	341,200	435,400
23	201,900	219,600	343,500	436,700
24	203,600	221,500	345,800	438,000
25	205,100	223,000	347,500	439,300
26	206,500	225,000	349,300	440,500
27	208,100	227,000	351,200	441,500
28	209,600	229,000	353,100	442,600
29	211,300	230,800	354,900	443,800
30	213,000	233,500	356,700	444,600
31	214,700	236,200	358,400	445,400
32	216,400	238,900	360,300	446,300
33	217,800	241,500	361,600	447,200
34	219,500	244,300	363,300	447,700
35	221,200	246,900	364,800	448,200
36	222,900	249,600	366,600	448,700
37	224,300	252,100	368,500	449,200
38	226,000	254,600	370,000	
39	227,700	257,100	371,300	
40	229,400	259,400	372,900	
41	231,000	262,000	374,000	

	42	232,700	264,400	375,400
	43	234,300	266,600	376,800
	44	235,900	268,800	378,300
	45	237,600	270,900	379,700
	46	239,100	273,100	381,300
	47	240,400	275,300	382,900
	48	241,800	277,300	384,400
	49	243,000	279,600	385,800
	50	244,400	281,600	387,300
	51	245,900	283,500	388,800
	52	247,100	285,500	390,200
	53	248,200	287,300	391,400
	54	249,600	289,700	392,700
	55	250,800	292,000	393,800
	56	252,000	294,500	394,900
	57	253,200	296,500	396,300
	58	254,400	299,000	397,500
	59	255,500	301,300	398,700
	60	256,700	304,000	400,000
	61	258,100	306,400	401,200
	62	259,100	308,800	402,200
	63	260,300	311,300	403,600
	64	261,200	313,600	404,900
	65	262,200	315,800	406,100
	66	263,600	318,000	407,200
	67	265,000	320,100	408,400
	68	266,400	322,300	409,500
	69	268,000	324,200	410,500
再	70	269,500	326,300	411,700
任	71	271,000	328,400	412,900
用	72	272,400	330,400	414,100
職	73	273,400	332,500	414,700

員	74	274,600	334,600	415,500
以	75	275,900	336,800	416,200
外	76	277,100	339,000	416,700
の	77	278,300	340,700	417,000
職	78	279,400	342,600	417,400
員	79	280,600	344,300	417,800
	80	281,800	346,100	418,200
	81	283,000	347,900	418,500
	82	283,900	349,700	418,900
	83	285,100	351,100	419,300
	84	286,300	352,900	419,600
	85	287,200	354,100	419,900
	86	288,100	355,700	420,300
	87	288,800	357,200	420,700
	88	289,800	358,700	421,000
	89	290,800	360,000	421,300
	90	291,700	361,300	421,600
	91	292,600	362,700	421,900
	92	293,400	364,100	422,100
	93	293,700	365,600	422,300
	94	294,400	366,900	
	95	295,100	368,200	
	96	295,900	369,400	
	97	296,700	370,400	
	98	297,500	371,400	
	99	298,300	372,400	
	100	299,000	373,400	
	101	299,900	374,300	
	102	300,400	375,300	
	103	300,900	376,300	
	104	301,400	377,300	
	105	301,600	378,100	

106	302,000	379,000
107	302,300	379,900
108	302,500	380,900
109	302,700	381,700
110	302,900	382,700
111	303,200	383,700
112	303,500	384,700
113	303,700	385,300
114	303,900	386,200
115	304,100	387,100
116	304,400	388,000
117	304,700	388,800
118	305,000	389,500
119	305,300	390,300
120	305,600	391,100
121	305,800	391,700
122	306,000	392,500
123	306,200	393,200
124	306,500	393,900
125	306,800	394,500
126		395,200
127		395,700
128		396,300
129		397,000
130		397,600
131		398,100
132		398,600
133		398,900
134		399,200
135		399,500
136		399,800
137		400,100

	138		400,400		
	139		400,700		
	140		401,000		
	141		401,300		
	142		401,600		
	143		401,900		
	144		402,200		
	145		402,400		
	146		402,700		
	147		403,000		
	148		403,200		
	149		403,400		
再任用職員		225,200	271,100	324,400	405,200

備考 この表は、教育委員会事務局又は教育委員会の所管する教育機関に勤務する職員で教育公務員から引き続いて採用されたものに適用する。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において行政職給料表の適用を受けていた職員で改正後の別表第3の教育行政職給料表の適用を受けることとなるもの（次項において「切替対象職員」という。）の施行日における職務の級は、次の表の旧級の欄に掲げる施行日の前日においてその者が属していた職務の級に応じて、それぞれ同表の新級の欄に定める職務の級とする。

旧 級	新 級
行政職給料表 1級	教育行政職給料表 1級
” 2級	
” 3級	” 2級
” 4級	

”	5 級	”	3 級
”	6 級	”	4 級
”	7 級		
”	8 級		

(号給の切替え)

- 3 切替対象職員の施行日における号給は、その者が新たに給料表の適用を受けることとなった日に改正後の別表第3の教育行政職給料表を適用したとした場合における八戸市職員の給与に関する条例第7条第3項の規定に基づく号給の号数に、その者の同日から施行日の前日までの間において同条第5項から第10項までの規定に基づいて行われた昇給の号給数を加えた号数の号給とする。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第46号

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年 2月26日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

史跡丹後平古墳群保存活用計画検討会議を設置するとともに、史跡根城跡保存管理計画検討会議を廃止するためのものである。

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表の2 八戸市史跡根城跡保存管理計画検討会議の項を次のように改める。

八戸市史跡丹後平古墳群保存 活用計画検討会議	史跡丹後平古墳群の保存活用計画に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。
---------------------------	---

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「史跡根城跡保存管理計画検討会議」を「史跡丹後平古墳群保存活用計画検討会議」に改める。

議案第47号

八戸市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年 2月26日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

産業団地造成事業特別会計を設置するためのものである。

八戸市特別会計条例の一部を改正する条例

八戸市特別会計条例（昭和38年八戸市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(15) 八戸市産業団地造成事業特別会計

第3条に次の1号を加える。

(15) 八戸市産業団地造成事業特別会計

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第48号

八戸市民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市民生委員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年 2月26日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

担当世帯数の多い民生委員の負担を軽減するため、民生委員の定数を増やすものである。

八戸市民生委員定数条例の一部を改正する条例

八戸市民生委員定数条例（平成28年八戸市条例第55号）の一部を次のように改正する。
第2条中「523人」を「530人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年12月1日から施行する。

議案第49号

八戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年 2月26日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率及び保証人並びに償還方法に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

八戸市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「（利率及び保証人）」に改め、同条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「、年3パーセント」を「年3パーセント以内で市長が定める率」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第2項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条及び第15条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議案第50号

八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について

八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成31年 2月26日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定めるためのものである。

八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定の要件を定めるものとする。

(認定こども園の類型)

第2条 認定こども園は、次の各号に掲げる類型に応じ、当該各号に定める施設でなければならない。

(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設

ア 幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び保育機能施設（法第2条第4項に規定する保育機能施設をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されている施設

(イ) 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行う施設

(2) 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所

(3) 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設

(職員配置)

第3条 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、当該教育及び保育に従事する者は、常時2人を下ってはならない。

2 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は35人以下を原則とする。

（職員資格）

第4条 前条第1項の規定により認定こども園に置かなければならないとされる職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士（児童福祉法第18条の4に規定する保育士をいう。以下同じ。）の資格を有する者でなければならない。

2 前条第1項の規定により認定こども園に置かなければならないとされる職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下「幼稚園の教員免許状」という。）及び保育士の資格を併せ有する者でなければならない。ただし、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併せ有する者を当該教育及び保育に従事する者とするのが困難であると認められるときは、幼稚園の教員免許状又は保育士の資格のいずれかを有する者を当該教育及び保育に従事する者とすることができる。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園の教員免許状を有する者とするのが困難であると認められるときは、保育士の資格を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるもの（幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力を行っている者に限る。）を、当該学級担任とすることができる。

4 第2項ただし書の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって保育士の資格を有する者を当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とするのが困難であると認

められるときは、幼稚園の教員免許状を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるもの（保育士の資格の取得に向けた努力を行っている者に限る。）を、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とすることができる。

- 5 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう、当該認定こども園の管理及び運営を行う能力を有する者でなければならない。

（施設設備）

第5条 第2条第1号イに規定する幼稚園及び保育機能施設については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならない。ただし、次に掲げる要件をいずれも満たす場合は、この限りでない。

(1) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

(2) 子どもの移動時の安全が確保されていること。

- 2 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上でなければならない。ただし、法第4条第1項の申請の際現に保育所又は保育機能施設である施設について保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、第4項本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては同項本文及び第9項）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

- 3 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を備えなければならない。
- 4 前項の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、法第4条第1項の申請の際現に幼稚園又は保育機能施設である施設について幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が第2項本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。
- 5 第3項の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、法第4条第1項の申請の際現に保育所又は保育機能施設である施設について保育所型認定こども

園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって第1号に掲げる基準を満たすとき、又は同項の申請の際現に幼稚園又は保育機能施設である施設について幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって第2号に掲げる基準を満たすときは、この限りでない。

- (1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (2) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについて前号の規定により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積（平方メートル）
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

- 6 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては、次に掲げる要件をいずれも満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所をもって屋外遊戯場に代えることができる。
 - (1) 子どもが安全に利用できる場所であること。
 - (2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
 - (3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
 - (4) 前項の規定による屋外遊戯場の面積の基準を満たす場所であること。
- 7 満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、次に掲げる要件を満たす認定こども園であつて当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行うものにあつては、第3項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
 - (1) 子どもに対し食事を提供する責任を有する当該認定こども園の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得る体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。
 - (2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士から、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等の栄養士による必要な配慮が行われること。
 - (3) 調理業務を受託する者について、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等から調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。
 - (4) 調理業務を受託する者について、子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた

食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

- (5) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
- 8 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第3項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。
- 9 認定こども園において満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、第3項の規定により設けなければならないこととされる施設に加え、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、乳児室の面積は満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。
- (教育及び保育の内容)

第6条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づかなければならない。

- 2 認定こども園は、認定こども園として目指すべき目標及び理念並びに運営の方針を明確にするとともに、教育及び保育を一体的に提供するため、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画並びに年、学期、月等の長期の指導計画及び週、日等の短期の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に行わなければならない。

(職員の資質の向上等)

第7条 認定こども園は、次に掲げる事項に留意して、子どもの教育及び保育に従事する職員の資質の向上等を図らなければならない。

- (1) 子どもの教育及び保育に従事する職員は、自ら資質の向上に努めること。
- (2) 認定こども園の長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図るため、日々の指導計画の作成、教材準備、研修等に必要な職員の時間を確保できるよう、職員の勤務体制の整備及び職員の配置等必要な措置を講じること。
- (3) 幼稚園の教員免許状を有する者と保育士の資格を有する者との相互理解を図ること。
- (4) 認定こども園においては、教育、保育、子育て支援事業等の多様な業務に資するよう、

当該認定こども園の内外での適切な研修計画を作成し、当該認定こども園の長を含む職員に対する研修を実施するとともに、当該研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組立て等に配慮すること。

- (5) 認定こども園の長は、当該認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させるよう、地域の人材及び社会資源の活用を図ること。

(子育て支援)

第8条 認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うとともに、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(管理運営等)

第9条 認定こども園は、多様な機能を一体的に提供するため、認定こども園の長を1人置き、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営が行われなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園のうち第2条第1号イに掲げる施設にあっては、幼稚園又は保育機能施設の施設長とは別に認定こども園の長を置き、又はこれらの施設長のいずれかが認定こども園の長を兼ねることができる。

- 2 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して当該認定こども園の長が定めなければならない。
- 3 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。
- 4 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。
- 5 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子ども、障害のある子ども等特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、本市との連携を図り、当該子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。
- 6 認定こども園は、子どもの健康及び安全を確保する体制並びに事故等が発生した場合の補償の体制を整えなければならない。

7 認定こども園は、子どもの視点に立って、自己評価、外部評価等を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。

8 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

(非常災害)

第10条 認定こども園は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

3 前2項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成32年3月31日までの間は、第3条第1項の規定にかかわらず、施行日前から存する認定こども園の職員配置については、なお従前の例によることができる。

(認定こども園の職員資格に関する特例)

3 子どもの登園又は降園の時間帯その他の子どもが少数である時間帯において、第3条第1項本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が1人となる場合には、当分の間、第4条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、第3条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち1人は、幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者とするすることができる。

4 第4条第1項及び第4項本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。)をもって代えることができる。

5 第4条第2項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を

有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、第3条第1項の規定により置かなければならない職員の数を超える場合における第4条第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、第3条第1項の規定により置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第3条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第4項	第4条第1項及び第4項本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第5項	第4条第2項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第6項	第4条第1項、第2項及び第4項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者

議案第51号

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年 2月26日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件に専門職大学の前期課程の修了者を加えるためのものである。

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第52号

八戸市手話言語条例の制定について
八戸市手話言語条例を別紙のとおり制定する。

平成31年 2月26日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るため、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、手話に関する基本的施策を定めるものである。

八戸市手話言語条例

手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、互いの感情を理解し合い、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかしながら、これまで手話が言語であることに対する社会的な認識や、手話を使用することができる環境の整備が不十分であったことから、ろう者は、必要な情報の取得や意思疎通に際し、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が音声言語と同様に言語であることが明記されたが、市民が手話に接する機会は少なく、手話に対する理解が十分に深まっているとは言えない状況にある。

そこで、八戸市は、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図り、ろう者とろう者以外の者とは互いに支え合いながら共生する地域社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、手話に関する基本的施策を定めることにより、手話に対する理解の促進及び手話の普及を総合的に推進し、もってろう者とろう者以外の者とは互いに支え合いながら共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

(基本理念)

第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者が手話により意思疎通を図る権利を有することを踏まえ、ろう者とろう者以外の者とは互いに人格及び個性を尊重することを基本として推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に関する施策を実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、ろう者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者及びその支援者は、手話に関する市の施策に協力するとともに、手話に対する理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第7条 市は、第4条第1項の規定に基づき、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) 手話を学ぶ機会を提供するための施策
- (2) 手話により情報を取得する機会を拡大するための施策
- (3) 手話通訳者その他のろう者の意思疎通を支援する者の確保、養成及び支援のための施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(学校における手話の普及)

第8条 市は、学校教育の場において、手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話に対する理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第53号

八戸市南郷保健センター条例を廃止する条例の制定について
八戸市南郷保健センター条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年 2月26日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

南郷保健センターを廃止するためのものである。

八戸市南郷保健センター条例を廃止する条例

八戸市南郷保健センター条例（平成17年八戸市条例第49号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第54号

八戸市南郷母子健康センター条例を廃止する条例の制定について
八戸市南郷母子健康センター条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月26日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

南郷母子健康センターを廃止するためのものである。

八戸市南郷母子健康センター条例を廃止する条例

八戸市南郷母子健康センター条例（平成17年八戸市条例第50号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第55号

包括外部監査契約の締結について
包括外部監査契約を別紙のとおり締結する。

平成31年 2月26日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方自治法第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結するためのものである。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 平成31年4月1日
- 3 契約額 13,200,000円を上限とする額
- 4 契約者
 - (1) 住所 岩手県盛岡市盛岡駅前通2番10-306号
 - (2) 氏名 荒谷祐介
 - (3) 資格 公認会計士

議案第56号

三戸郡福祉事務組合の解散について

地方自治法第288条の規定により、平成32年3月31日をもって三戸郡福祉事務組合を解散する。

平成31年2月26日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方自治法第288条の規定により、三戸郡福祉事務組合の解散について協議するためのものである。

議案第57号

三戸郡福祉事務組合の解散に伴う三戸郡福祉事務組合立やまばと寮の財産処分について
地方自治法第289条の規定により、三戸郡福祉事務組合の解散に伴う三戸郡福祉事務組合立
やまばと寮の財産処分を別紙協議書のとおり定める。

平成31年 2月26日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方自治法第289条の規定により、平成32年 3月31日をもって三戸郡福祉事務組合を解散
することに伴う三戸郡福祉事務組合立やまばと寮の財産処分について協議するためのもので
ある。

三戸郡福祉事務組合の解散に伴う三戸郡福祉事務組合立やまばと寮の財産処分に関する
協議書

三戸郡福祉事務組合の解散に伴う三戸郡福祉事務組合立やまばと寮の財産処分について、下記のとおり地方自治法第289条の規定に基づく協議は成立したものとする。

記

- 1 処分する財産 三戸郡福祉事務組合立やまばと寮の建物等
建物 所在 青森県三戸郡五戸町大字倉石中市字小渡88番2
構造及び床面積
管理棟 鉄筋コンクリート造平屋建 379.62平方メートル
地域交流棟 鉄筋コンクリート造平屋建 450.72平方メートル
男女生活棟 鉄筋コンクリート造平屋建 1023平方メートル
クリーニング棟 鉄骨造平屋建 480平方メートル
仕出し棟 鉄骨造平屋建 279.2平方メートル
第二作業棟 プレハブ造平屋建 56.16平方メートル
その他 物置、プロパン庫等
車両及び物品一式
- 2 処分の相手 青森県八戸市大字尻内町字鴨ヶ池117番地1
社会福祉法人サポートセンター虹 理事長 湖 東 正 美
- 3 処分の方法 無償譲渡

この協議を証するため、当事者それぞれ記名押印する。

平成 年 月 日

八戸市長 小 林 眞

三戸町長 松 尾 和 彦

五戸町長 三 浦 正 名

田子町長 山 本 晴 美

南部町長 工 藤 祐 直

階上町長 浜 谷 豊 美

新郷村長 櫻 井 雅 洋

議案第58号

三戸郡福祉事務組合の解散に伴う財産処分及び事務承継について

地方自治法第289条及び三戸郡福祉事務組合同約第10条の規定により、三戸郡福祉事務組合の解散に伴う財産処分（三戸郡福祉事務組合立やまばと寮の財産処分を除く。）及び事務承継を別紙協議書のとおり定める。

平成31年 2月26日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方自治法第289条及び三戸郡福祉事務組合同約第10条の規定により、平成32年 3月31日をもって三戸郡福祉事務組合を解散することに伴う財産処分（三戸郡福祉事務組合立やまばと寮の財産処分を除く。）及び事務承継について協議するためのものである。

三戸郡福祉事務組合の解散に伴う財産処分及び事務承継に関する協議書

三戸郡福祉事務組合の解散に伴う財産処分（三戸郡福祉事務組合立やまばと寮の財産処分を除く。）及び事務承継について、下記のとおり地方自治法第289条及び三戸郡福祉事務組合規約第10条の規定に基づく協議は成立したものとする。

記

1 財産処分

- (1) 土地（所在 青森県三戸郡五戸町大字倉石中市字小渡88番2、地目 原野、面積 30053平方メートル） 五戸町に帰属させる。
- (2) 青森県市町村職員退職手当組合積立金等及びその他の財産 下表のとおり八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町及び新郷村（以下「組合市町村」という。）に帰属させる。

2 事務の承継

- (1) 予算に属する未収金及び未払金 五戸町に承継させる。
- (2) 三戸郡福祉事務組合が加入していた団体（青森県市町村職員退職手当組合を除く。）等の負担金等の清算に伴う納付金又は還付金 五戸町に承継させる。
- (3) 歳計現金 歳計現金のうち前2号の規定に相当する額を五戸町に承継させ、当該額を加減した後の残額を下表のとおり組合市町村に承継させる。
- (4) 五戸町が収入する「平成18年度に三戸郡福祉事務組合が起債した明幸園大規模修繕事業に係る施設整備事業債に対する元利償還金普通交付税算入分」 五戸町が収入の都度、下表のとおり組合市町村に承継させる。
- (5) 三戸郡福祉事務組合の決算の審査及び認定並びにその他の事務 五戸町に承継させる。

3 疑義等の協議

この協議について疑義が生じたとき又は本協議書に記載のない事項については、組合市町村がその都度協議の上、決定する。

下表

財産等の額 ×	$\frac{\text{当該市町村の平成25年度から平成27年度までの3ヶ年の市町村負担金（一般管理費負担金及び支援センター費負担金）の合計額}}{\text{全市町村の平成25年度から平成27年度までの3ヶ年の市町村負担金（一般管理費負担金及び支援センター費負担金）の合計額}}$
---------	--

この協議を証するため、当事者それぞれ記名押印する。

平成 年 月 日

八戸市長 小 林 眞

三戸町長 松 尾 和 彦

五戸町長 三 浦 正 名

田子町長 山 本 晴 美

南部町長 工 藤 祐 直

階上町長 浜 谷 豊 美

新郷村長 櫻 井 雅 洋

議案第59号

青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について

青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画を別紙のとおり変更することについて、青森県及び関係市町と協議する。

平成31年2月26日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

青森県新産業都市建設事業団の平成31年度における一般管理費の設置団体の負担額を定めるため、事業計画の一部変更について協議するものである。

昭和39年3月19日提出議案第59号をもって議決を経た「事業計画」の一部を次のとおり変更する。

第一の4の(56)の次に次のように加える。

(57)平成31年度において負担する額

青森県	3,202,000円
八戸市	1,839,000円
十和田市	366,000円
三沢市	224,000円
六戸町	105,000円
東北町	168,000円
おいらせ町	174,000円
五戸町	155,000円
南部町	171,000円
計	6,404,000円